

犬や猫を購入した際の登録方法

オンラインによる変更登録の申請（飼い主が変更になった場合）

※オンラインによる申請が困難な場合は、以下のお問い合わせ窓口までご相談ください。

①書類の準備
マイクロチップの識別番号及び増記番号
前の飼い主から犬や猫と一緒に渡される登録証明書に記載されています。

②オンラインで申請
パソコン又はスマートフォンから、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトにアクセス。ガイドに従い必要事項を記入してください。

③手数料のお支払い
変更登録の手数料：400円（令和6年4月1日から）
お支払い方法：クレジットカード決済、又はバーコード決済

④登録証明書のダウンロード
画面に表示される「登録証明書」をダウンロードして、大切に保管してください。

住所や氏名、電話番号が変更になった場合や、犬や猫が亡くなった場合も届出が必要です。詳しくは「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトをご確認ください。

変更登録はこちらから



<https://reg.mc.env.go.jp>



犬と猫のマイクロチップ情報登録

マイクロチップ情報登録 お問い合わせ窓口

TEL:03-6384-5320 E-mail : info@mc.env.go.jp

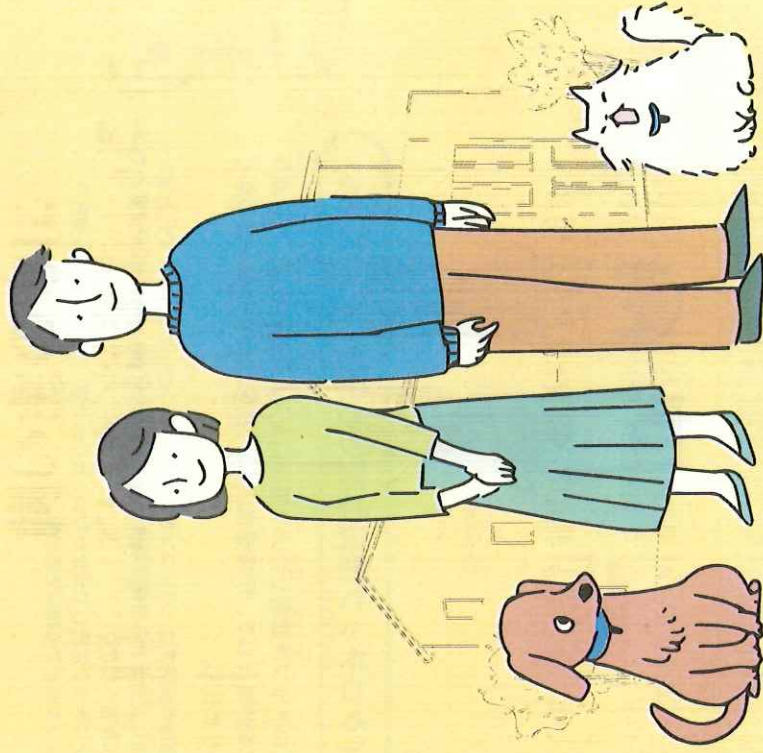
詳しくはこちらから



犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会

〒107-0062 東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 23 階

購入した犬や猫の マイクロチップ情報の登録が 義務になりました



環境省
Ministry of the Environment



公益社団法人

いのちみつめる。いのち育む。
日本獣医師会



大猫を家族に迎えたら マイクロチップ情報の変更登録をしましょう

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は自分の住所や氏名、電話番号を変更登録する必要があります。

原寸大の
マイクロチップ



（マイクロチップとは？）

マイクロチップは、直径1.4mm、長さ8.2mm程度の円筒形の小さな電子標識器具です。電池の交換の必要はありません。

マイクロチップには世界で唯一の15桁の数字が記録されています。皮下に装着されたマイクロチップの番号は、専用のリーダー（読取器）で読み取ることができます。

（マイクロチップで 身元を確認できます）

犬や猫が迷子になったときや、地震などの災害、盗難や事故によって、飼い主と離ればなれになったときに、保護された犬や猫のマイクロチップの番号を専用のリーダーで読み取ります。その番号からデータベースに登録されている飼い主の情報と照合することで、飼い主に連絡することができます。

Q 装着による害はないのですか？

日本獣医師会では、これまで20年以上にわたってマイクロチップの登録事業を行っており、国内でも既に装着の実績が多数あります。これまでの実績から、装着による障害は、ほとんど報告されていません。

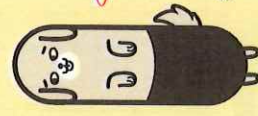
Q ペットショップ以外から入手した、又は以前から飼っている犬や猫に装着の義務はありますか？

義務ではありませんが、犬や猫が迷子になった場合などにマイクロチップが装着されていると飼い主のもとへ戻る確率が高まります。できるだけ装着と登録をお願いします。

飼い主の方に 行っていただきたいこと



にゃんちつぶ



わんちつぶ

マイクロチップ情報の変更登録をしてください

マイクロチップを装着した犬や猫を迎え入れた飼い主は、ご自身が飼育する動物として、所有者情報を変更するための登録を行わなくてはなりません。

- 変更登録の手続きは、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えます。
- 登録後に交付される登録証明書は、次回手続きの際に必要となりますので、大切に保管ください。
- マイクロチップに関して分からないことがあれば、かかりつけ動物病院やペットショップなどでも相談できます。



Q 引越して住所や電話番号が変わったら、登録の変更は必要ですか？

住所や電話番号、結婚して姓が変わった場合など、飼い主の情報に変更が生じた場合は、30日以内に登録事項の変更の届出を行ってください。

Q 既に登録されている犬や猫を譲渡する場合は、どのようなことに気をつけたいですか？

登録時にダウンロードした「登録証明書」を犬や猫と一緒に新しい飼い主に渡し、新しい飼い主に変更登録をするよう促してください。

犬や猫の飼い主向けの Q&A